

兵庫県相談支援従事者現任研修に関する Q & A

問い合わせの多い項目等について Q & A を作成しましたので、申込の際の参考としてください。

(受講要件について)

質問	回答
<p>Q 1 - 1 令和元年度の初任者研修を受講したが、その後相談支援の業務に従事していなかった。来年度から相談支援事業所を立ち上げるために現任研修を受講したいが、受講可能か。</p>	<p>現任研修は国要綱により、受講対象者が「指定相談所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者」とされており、これに該当しない方は原則として受講できません。</p> <p>質問者のケースは旧カリキュラム受講者（令和 2 年 4 月 1 日前 5 年間に於いて、相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修又は相談支援従事者初任者研修を修了した者）に該当し、新カリキュラムの初回受講時については、上記の要件を求めないこととされていますので、受講自体は可能ですが、実務経験を前提とした研修プログラムとなっていますので、ご注意ください。</p>
<p>Q 1 - 2 令和元年度の初任者研修受講後 3 年間は相談支援専門員として従事していたが、その後人事異動で別の業務に携わっていた。来年度から再度、相談支援専門員として勤務する予定だが、受講可能か。</p>	<p>受講要件は満たしていますので受講は可能ですが、当時の相談支援の記録を再度読み返すなど、十分な復習の上に受講していただければと思います。</p>
<p>Q 1 - 3 平成 30 年度の相談支援従事者初任者研修を受講したが、今年の現任研修の受講は可能か。</p>	<p>令和 5 年度末で相談支援専門員としての資格を失っており受講できません。再度、初任者研修の受講をお申し込みください。</p>
<p>Q 1 - 4 初任者研修を他都道府県で受講の上、兵庫県内の相談支援事業所で相談支援業務に従事しているが、兵庫県の現任研修を受講可能か。</p>	<p>前回の初任者研修等の受講都道府県は問いませんので、兵庫県で受講可能です。ただし、兵庫県内の事業所で従事する方を優先します。</p>
<p>Q 1 - 5 サービス管理責任者の資格取得のために受講した相談支援従事者初任者研修（2 日間）の受講証明書があるが、現任研修の受講が可能か。</p>	<p>過去に相談支援従事者初任者研修 5 日間（令和 2 年度以降は 7 日間）を受講修了された方のみが対象ですので、受講できません。（兵庫県の場合は、知事印を押印した修了証書が発行されています（再発行を除く）。）</p>
<p>Q 1 - 6 「自らが担当した個別ケースの概要」とあるが、自ら担当した個別ケースがない場合はどうしたらよいか。</p>	<p>本研修はケアマネジメントの手法を用いた相談支援を実施している方のスキルアップを図ることを目的としており、具体的な個別ケースを担当されていない方の受講は想定しておりません。</p>

(提出書類について)

質問	回答
Q 2 - 1 修了証書を紛失したが、どうしたらよいか。	修了証書は基本的に再発行できませんので、受講時の勤務先等にも問い合わせの上、探していただきますようお願いいたします。どうしても見つからない場合は、受講した都道府県の障害福祉担当課等にお問い合わせください。(なお、兵庫県の場合、受講証明書の発行に2週間程度かかります。)
Q 2 - 2 同一事業所内で令和元年度に初任者研修を受講したもの(今年度現任研修を受講できないと失効するもの)が複数いる場合でも、順位は付けないといけないのか。	その場合でも順位を付けていただくようお願いいたします。なお、選考の際には考慮させていただきます。
Q 2 - 3 申込書に不備があった場合は受付できないとあるが、不備に対する連絡はあるのか。	不備があった場合は受付できないが、確認のために申込責任者の方にご連絡する場合がありますので、必ず申し込み責任者の氏名、電話番号を記入してください。

(選考について)

質問	回答
Q 3 - 1 前回、令和2年度に現任研修を受講した場合、次は令和7年度までに現任研修を受講すればよいか。	現任研修の受講年度ではなく、初任者研修の受講年度により失効の時期は異なります。 例えば、28年度の初任者研修を受講し、令和2年度(4年目)に現任研修を受講された方は、次サイクルとなる令和4年度から令和8年度までの間に現任研修を再度受講する必要があります。 【参考(県ホームページ)】 兵庫県/相談支援従事者研修「現任研修の受講年度」について (hyogo.lg.jp)
Q 3 - 2 他府県の相談支援事業所において相談支援専門員として従事している場合には選考されないのか。	当研修は兵庫県の委託を受けて実施しているため、兵庫県内の相談支援事業所において従事している方を優先しています。
Q 3 - 3 選考により受講できなかった場合、その理由等を教えてもらえるのか。	個別の選考理由については、兵庫県社会福祉事業団・兵庫県障害福祉課ともお答えしかねますので、ご了承ください。